

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 6 月 6 日

大同工業株式会社

2025 年 6 月 6 日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

石川県加賀市熊坂町イ 197 番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 啓史

当社及び株式会社椿本チェイン（以下「椿本チェイン」といい、当社と椿本チェインを総称して、以下「両社」といいます。）は、2025 年 5 月 14 日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施すること及び椿本チェインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2025 年 5 月 14 日、両社間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）
別紙 1 に記載のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項 1 号及び同条第 3 項）
(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	椿本チェイン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により交付する株式数	椿本チェインの普通株式：6,558,107 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1 株に対して、椿本チェインの普通株式（以下「椿本チェイン株式」といいます。）0.65 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において椿本チェインが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更

が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する椿本チェーン株式の数

椿本チェーンは、本株式交換に際して、本株式交換により椿本チェーンが当社の発行済株式（ただし、椿本チェーンが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、椿本チェーンを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に 0.65 を乗じて得た株数の椿本チェーン株式を交付いたします。

また、椿本チェーンが交付する株式の全ては、椿本チェーンが 2025 年 5 月 14 日時点で保有する自己株式及び椿本チェーンが 2025 年 5 月 14 日以降に新たに取得する自己株式の一部を充当する予定です。椿本チェーンによる 2025 年 5 月 14 日以降の新たな自己株式の取得に関しては、2025 年 5 月 14 日開示の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、椿本チェーンの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、椿本チェーンの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、椿本チェーン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定並びに椿本チェーンの定款の規定及び株式取扱規則に基づき、椿本チェーンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を椿本チェーンから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、椿本チェーンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを椿本チェーンに対して請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の椿本チェーン株式の交付を受けることとな

る当社の株主の皆様に関しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとし、ます。）に相当する椿本チエイン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア） 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び椿本チエインは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。椿本チエインは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

椿本チエインにおいては、下記（3）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」に記載のとおり、椿本チエインのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から 2025 年 5 月 13 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、椿本チエインが当社に対して 2025 年 2 月中旬から 4 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、椿本チエインの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記（3）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である SMBC 日興証券から 2025 年 5 月 13 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社が椿本チエインに対して 2025 年 2 月中旬から 4 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、椿本チエインとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び 2025 年 5 月 13 日付で受領した答申書（詳細については、下記（3）「株式交換完

全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及び椿本チェーンは、両社がそれぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及び椿本チェーンは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（イ） 算定に関する事項

（i） 算定機関の名称並びに両社との関係

椿本チェーンの第三者算定機関である野村證券、当社の第三者算定機関である S M B C 日興証券はいずれも、当社及び椿本チェーンから独立した算定機関であり、当社及び椿本チェーンの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、S M B C 日興証券は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）とともに株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であり、三井住友銀行は両社との間で通常の銀行取引の一環としての融資等の取引を行っておりますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。S M B C 日興証券によれば、S M B C 日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザリー業務及び両社の株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、S M B C 日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されているとのことであり、当社が S M B C 日興証券に対して両社の株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、当社は S M B C 日興証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

(ii) 算定の概要

(a) 野村證券による算定

野村證券は、椿本チエインについては、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2025年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、椿本チエインが作成した2025年3月期から2030年3月期の財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした椿本チエインの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2025年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社より受領し、椿本チエインによる確認の上、野村證券に提供された2025年3月期から2029年3月期の財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、二輪事業及び産機事業における高付加価値商品の販売強化による限界利益率の改善により、営業利益については2025年3月期から2029年3月期まで各前年度対比で大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法における椿本チエイン株式の1株当たりの株式価値を1とし

た場合の当社の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.42～0.47
類似会社比較法	0.09～1.15
D C F 法	0.24～0.88

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。椿本チェーンの財務予測その他将来に関する情報については、椿本チェーンの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は 2025 年 5 月 13 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、椿本チェーンの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(b) S M B C 日興証券による算定

S M B C 日興証券は、当社及び椿本チェーンがそれぞれ東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2025 年 5 月 13 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場及びスタンダード市場における 2025 年 4 月 14 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2025 年 2 月 14 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の平均株価（終値単純平均）、2024 年 11 月 14 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の平均株価（終値単純平均）を基に分析しております。）を、また、当社及び椿本チェーンがいずれについても比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F 法を採用して算定を行いました。各評価方法による椿本チェーン株式 1 株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.42～0.47
類似上場会社比較法	0.14～0.72
D C F 法	0.57～1.37

SMB C 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び SMB C 日興証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。なお、SMB C 日興証券が D C F 法による算定の前提とした椿本チェーンの財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれておりません。また、当社の財務予測においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には二輪事業及び産機事業における高付加価値商品の販売強化による限界利益率の改善により、営業利益については 2025 年 3 月期から 2028 年 3 月期まで各前年度対比大幅な増益を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) 交換対価として椿本チェーン株式を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

当社及び椿本チェーンは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である椿本チェーン株式を選択しました。椿本チェーンは東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。なお、本株式交換により、その効力発生日（2026 年 1 月 1 日（予定））をもって、当社は椿本チェーンの完全子会社となり、当社株式は 2025 年 12 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 12 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引を

することができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様には、割り当てられる椿本チェーン株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を 154 株以上保有し、本株式交換により椿本チェーン株式の単元株式数である 100 株以上の椿本チェーン株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、154 株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、椿本チェーン株式の単元株式数である 100 株に満たない椿本チェーン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、椿本チェーンに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を椿本チェーンから買い増すことも可能です。詳細については、上記（1）「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）」①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）」①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社株式の株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 12 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

本株式交換において上場会社である当社が椿本チェーンの株式交換完全子会社となることから、当社及び椿本チェーンは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び椿本チェーンは、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、椿本チェーンは、当社及び椿本チェーンから独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025 年 5 月 13 日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、当社及び椿本チェーンから独立した第三者

算定機関であるSMB C日興証券を選定し、2025年5月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記(1)「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）」②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が椿本チエイン又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（イ）独立した法律事務所からの助言

椿本チエインは、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を2024年10月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び椿本チエインとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を2024年12月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及び椿本チエインとの間で重要な利害関係を有しません。

（ウ）当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2024年12月13日、椿本チエインからの本株式交換の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2024年12月20日に、椿本チエインとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役である坂下清司氏、武市祥司氏、山本美帆氏並びに秋元潤氏の4名により構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、（i）本件株式交換その他の方法を通じた、椿本チエインによる当社株式の非公開化手続（以下「本件取引」といいます。）の目的は合理的（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）と認められるか、（ii）本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、（iii）本件取引に係る手続の公正性が確保されているか、（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引が当社の少数株主にとって不利益でな

いと考えられるか(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。また、当社取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本件取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を適切に理解・把握した上で、これを最大限尊重して行うこと及び本特別委員会がその実施又は取引条件が妥当でないと判断したときには当社取締役会は当該取引条件による本件取引に賛同しないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a)当社のファイナンシャル・アドバイザー及び法務アドバイザー等(以下「アドバイザー等」と総称します。)の専門家を指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、(b)本特別委員会が必要と認める場合には、本特別委員会のアドバイザー等を選任する権限(本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は当社の負担とする。)、(c)当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本件取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(d)本件取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ指示や要請を行うこと等により、本件取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与いたしました。

本特別委員会は、2024年12月20日から2025年5月13日までに、委員会を合計15回開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券並びに法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、両社に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社から本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から本株式交換における対価(本株式交換比率等)の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、SMB C日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を

受け、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、椿本チェーンとの交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、（i）本件取引の目的は合理的（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）と認められる旨、（ii）本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が認められる旨、（iii）本件取引に係る手続の公正性が認められる旨、（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられる旨の答申書を、2025年5月13日付で、当社取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

（i）本件取引の目的の合理性（本件取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

当社及び椿本チェーンが想定している本件取引の事業上のシナジーとしては、海外ビジネスの拡大、既存事業におけるクロスセル、新規事業・共同開発などがあり、特に、椿本チェーンのビジネス基盤を活用した当社の海外ビジネスの拡大や、当社の二輪事業製品及び一般産業用シールチェーンを始めとした開発製品のつばきグループ（椿本チェーン、椿本チェーンの子会社78社及び関連会社8社で構成される企業グループをいいます（2025年3月31日現在）。）の販売網を活用した販売拡大については、当社の収益性の拡大に繋がる可能性が高く、当社及び椿本チェーンにおいても当該事実を認識している。また、当社としては、本件取引を通じて、2024年5月14日付で公表したDID MUGENDAI SMILE VISION 2035及び第13次中期経営計画の達成確度を高めるとともに、上場維持に係る業務負担及びコストを削減できると認識している。

当社において、上記の各シナジーが実現できた場合、当社が認識している事業課題・経営課題の解決に繋がり、ひいては当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えられる。

また、当社において、現時点で本件取引と比肩するような、当社の企業価値を向上させる資本政策は現実的には認められず、本件取引の相手方についても上記の各事業シナジーを実現するにあたっては椿本チェーンが適切なパートナーであると考えられるため、本件取引は、当社の企業価値の向上の観点から、他に検討し得る資本政策と比較しても優位性を有する取引であると考えられる。

一方で、本件取引により当社が上場廃止となることに伴い、当社の経営の自由度が狭められること、当社の取引先に対する影響、今後の資金調達手段への影響、コンプライアンス体制の弱体化、今後の人材採用への影響、既存従業員の士気等

に対する影響などが想定され得るが、本件取引を通じて当社が東京証券取引所プライム市場に上場する椿本チェーンのグループ会社の1社となること等を踏まえると、いずれについてもその影響は限定的であると考えられる。

以上を総合的に考慮すると、本件取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本件取引の目的は合理的と認められる。

(ii) 本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性

本株式交換比率は、下記(iii)のとおり公正性を担保する措置を講じた上で、本株式交換比率の提案、決定といった重要な局面においては、本特別委員会の意見や指示を受けながら交渉していることが認められる。そのため、本株式交換の条件に関する交渉過程は、公正な手続の下、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保できていたものと認められる。

また、本株式交換比率は、SMB C日興証券による株式交換比率の算定結果のうち、市場株価基準法の算定レンジの上限を上回り、類似企業比較法の算定レンジの範囲内でその中央値を上回り、DCF法の算定レンジの範囲内であることが認められ、SMB C日興証券による株式交換比率の算定結果に照らし合理的な水準にあるといえる。また、本株式交換比率は、本件取引と類似する株式交換による完全子会社化の事例を相当程度上回るのみならず、本件取引と類似する公開買付けによる完全子会社化の事例におけるプレミアム水準に照らして相応な水準と評価することができる。さらに、本株式交換比率のプレミアムを当社の基準日の終値ベースに換算すると、過去3年9ヶ月の当社の株価の終値ベースでの最高値を超える水準であることが認められる。

以上のほか、本件取引のスキームを株式交換の手法とすることについても、他の考えられる手法と比較して、当社の一般株主に対して本件取引のシナジーによる企業価値の向上を経済的に享受する機会を提供できる手法であることなどを踏まえると、合理性が認められる。

以上を総合的に考慮すると、本件取引に係る取引条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

(iii) 本件取引に係る手続の公正性

当社は、本件取引の検討において、本株式交換に係る交渉過程の手続の公正性を担保するために、次のような措置を採っていることが認められる。

当社は、本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る具体的な交渉に入るより以前の時期において、椿本チェーンからの独立性及び本件取引からの独立

性が確保された特別委員で構成される本特別委員会を設置している。本特別委員会は、SMB C日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から必要に応じてその専門的助言を受け、適切に本件取引に関する情報を取得した上で、本株式交換比率に関する交渉過程に実質的に関与していたことが認められる。

当社においては、SMB C日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所といった両社から独立した外部専門家から専門的助言等を取得した上で、本件取引の手續の公正性や取引条件の妥当性について慎重な検討・判断過程を経ている。また、当社における意思決定プロセスにおいて、公正性に疑義のある点は見当たらない。

当社の株主においては、本株式交換に係る適時開示書類により、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されており、取引条件の妥当性等及び本件取引を通じて、買収後の企業グループとしての価値（対価株式の価値）が中長期的に向上するかといった観点からの判断のために必要とされる情報が提供されているといえる。また、本株式交換に反対又は本株式交換比率に反対である当社の株主には、会社法上の株式買取請求権（及びそれに基づく価格決定の申立てを行う権利）が認められているため、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

本件取引においては、いわゆる積極的なマーケット・チェックは行われていないが、間接的なマーケット・チェックが機能しており、マーケット・チェックの観点からも公正性に疑義を生じさせる点は認められない。

以上を総合的に考慮すると、当社において、本株式交換の公正性を担保するために必要な合理的な措置を講じているといえ、本件取引に係る手續の公正性は確保されていると認められる。

（iv）上記（i）から（iii）を踏まえ、本件取引が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記（i）から（iii）を総合的に考慮すると、本件取引は当社の少数株主にとって不利益でないと認められる。

（エ）当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

2025年5月14日開催の当社取締役会では、当社取締役の全員にて審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、当社取締役のうち、椿本チェーンとの間に利害関係を有している取締役はおりません。

（4）株式交換完全親会社である椿本チェーンの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法768条第1項第2号イ）

本株式交換により増加する椿本チェーンの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、椿本チェーンが適当に定めるものといたします。かかる取扱いは、椿本チェーンの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）

(1) 株式交換完全親会社である椿本チェーンの定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

椿本チェーン株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

椿本チェーン株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2025 年 5 月 14 日）の前営業日（2025 年 5 月 13 日）を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における椿本チェーン株式の終値の平均は、それぞれ 1,721 円、1,819 円及び 1,851 円です。

また、椿本チェーン株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 株式交換完全親会社である椿本チェーンの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

椿本チェーンは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号及び同条第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

(1) 椿本チェインの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

椿本チェインの最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 椿本チェインの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、同項第 2 号イ）

① 当社

(ア) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2025 年 5 月 14 日付の取締役会決議により、当社及び椿本チェインとの間で経営統合を実施すること及び椿本チェインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記 1. 「株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）」に記載のとおりです。

(イ) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

② 椿本チェイン

(ア) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

椿本チェインは、2025 年 5 月 14 日付の取締役会決議により当社及び椿本チェインとの間で経営統合を実施すること及び椿本チェインを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記 1. 「株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）」に記載のとおりです。

(イ) 自己株式の取得

椿本チエインは、2025 年 5 月 14 日付の取締役会決議において、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。2025 年 6 月 2 日から 2025 年 12 月 30 日までの期間において、椿本チエイン株式 6,500,000 株（上限）を取得価額 100 億円（上限）で取得する予定です。

(ウ) 特別利益の計上

椿本チエインは、2025 年 5 月 14 日付の取締役会決議において、椿本チエインが保有する投資有価証券の一部を売却することを決議いたしました。当該投資有価証券売却益約 47 億円（見込み）を、2026 年 3 月期において、特別利益に計上する見込みです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙1 株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社椿本チェーン（以下「**甲**」という。）及び大同工業株式会社（以下「**乙**」という。）は、2025 年 5 月 14 日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： 株式会社椿本チェーン

住所： 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 大同工業株式会社

住所： 石川県加賀市熊坂町イ 197 番地

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の数の合計数に 0.65 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の株式 1 株につき、甲の普通株式 0.65 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2025年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり50円を限度とした剰余金の配当を行うこと、及び、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり50円を限度とした剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、その株式1株当たり25円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 前二項に定めるものを除き、甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（甲が2025年5月14日付で公表する「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」と題するプレスリリースに記載の自己株式取得及び適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する。

第 9 条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、自ら及びその子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれ、自ら並びに自らの子会社及び関連会社の企業価値を毀損する行為を行わず、又は行わせないものとする（ただし、本契約において企図されている行為を除く。）。

第 10 条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 本契約につき甲の株主総会において承認が得られない場合（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、(ii) 本契約につき乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づき甲又は乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、並びに(iv) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印
のうえ、各 1 通を保有する。

2025 年 5 月 14 日

甲： 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号
株式会社椿本チェーン
代表取締役社長 木村 隆利



以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印
のうえ、各 1 通を保有する。

2025 年 5 月 14 日

乙： 石川県加賀市熊坂町イ 197 番地
大同工業株式会社
代表取締役社長 新家 啓史



別紙2 椿本チェーンの定款

次頁以降をご参照ください。

株式会社椿本チェーン定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社椿本チェーンと称し、英文ではTSUBAKIMOTO CHAIN CO. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- 1 各種動力伝動装置および同付属品の製造販売。
 - 2 各種輸送機械器具、同付属品の製造販売ならびに輸送機械装置の設計および設置工事の請負。
 - 3 各種電気電子機器、同付属品の製造販売ならびに電気機器装置の設計および設置工事の請負。
 - 4 建築工事の設計、施工、監理の請負。
 - 5 農産物の生産、加工および販売ならびにこれらの事業についてのコンサルティング。
 - 6 前各号関連商品の輸入販売。
 - 7 前各号の付帯事業ならびに出資。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市におく。

(機 関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。
- 1 取締役会
 - 2 監査役
 - 3 監査役会
 - 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,940万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヵ月以内にこれを招集する。

- ② 前項のほか、必要がある場合には臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会は取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の定員）

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は各自当会社を代表する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(執行役員および相談役)

第26条 当社は、取締役会の決議により執行役員および相談役を定めることができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

制 定	1991年 6 月27日
1941年 1 月28日	1994年 6 月29日
改 定	1998年 6 月26日
1942年12月10日	1999年 6 月29日
1943年 8 月18日	2002年 6 月27日
1943年11月16日	2003年 6 月27日
1944年 3 月11日	2004年 6 月29日
1944年 6 月13日	2006年 6 月29日
1945年11月29日	2009年 6 月26日
1948年 6 月10日	2013年 6 月27日
1949年 5 月20日	2018年10月 1 日
1951年 5 月30日	2019年 6 月27日
1951年 9 月 3 日	2022年 6 月29日
1952年11月28日	2023年 3 月 2 日
1954年11月29日	2024年 6 月27日
1956年11月29日	2024年10月 1 日
1960年 5 月30日	
1960年11月29日	
1962年 5 月30日	
1964年 5 月30日	
1969年11月28日	
1970年 4 月 1 日	
1971年11月30日	
1975年 5 月30日	
1982年 6 月25日	
1989年 6 月29日	

別紙3 樁本チェーンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

第 1 1 5 期事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

内容

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1) 事業の経過およびその成果
 - (2) 対処すべき課題
 - (3) 設備投資等の状況
 - (4) 資金調達の状況
 - (5) 財産および損益の状況の推移
 - (6) 重要な子会社の状況
 - (7) 主要な事業内容
 - (8) 主要な営業所および工場
 - (9) 従業員の状況
 - (10) 主要な借入先
2. 会社の株式に関する事項
 - (1) 発行可能株式総数
 - (2) 発行済株式の総数
 - (3) 株主数
 - (4) 大株主
 - (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 - (6) その他株式に関する重要な事項
3. 会社役員に関する事項
 - (1) 取締役および監査役の氏名等
 - (2) 責任限定契約の内容の概要
 - (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額
 - (5) 社外役員に関する事項
4. 会計監査人の状況
 - (1) 会計監査人の名称
 - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制の整備状況
 - II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における世界経済は、中国経済が不動産不況や内需の停滞を背景に低迷が長期化しているものの、米国経済は良好な雇用・所得環境を背景に高成長を維持したほか、欧州経済もインフレ圧力の緩和を受け緩やかながらも回復基調となったこと等により、底堅い推移となりました。わが国経済につきましても、設備投資の拡大や実質賃金の回復による個人消費の持ち直し等により、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと、当社グループの業績につきましては、中国経済不振の影響等はあったものの、チェーン事業の好調持続に加え、モビリティ事業が新規獲得案件の量産立ち上げ等により堅調に推移したこと、また円安の影響もあったこと等により、当連結会計年度の受注高は2,735億23百万円（前期比4.0%増）、売上高は2,791億93百万円（同4.6%増）となりました。

損益につきましても、営業利益は228億54百万円（同7.5%増）、経常利益は253億32百万円（同8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は221億22百万円（同19.2%増）となりました。

当社グループは、「長期ビジョン2030」に掲げた「2030年のありたい姿」の実現に向け、2021年度よりスタートさせた「中期経営計画2025」の課題を完遂するとともに、資本コストを意識した各種施策の展開と経営管理の強化に注力してまいります。また、今後も社会課題の解決に貢献する企業グループとして、カーボンニュートラル実現を含むサステナビリティ活動のさらなる推進に取り組んでまいります。

部門別の状況は、次のとおりであります。

チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本、中国において販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は927億79百万円（前期比5.4%増）、売上高は942億54百万円（同2.2%増）となりましたが、日本における人件費の上昇や北米における売上減少等により、営業利益は155億85百万円（同4.9%減）となりました。

モーションコントロール事業部門

モーションコントロール事業につきましては、日本、米州、韓国・台湾において販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、モーションコントロール事業の受注高は223億91百万円（前期比5.3%増）、売上高は229億44百万円（同4.2%増）、営業利益は7億70百万円（同16.6%増）となりました。

モビリティ事業部門

モビリティ事業につきましては、日本、米州、欧州、韓国などの拠点において自動車エンジン用タイミングチェーンシステムなどの販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、モビリティ事業の受注高は908億50百万円（前期比7.4%増）、売上高は911億79百万円（同7.8%増）、営業利益は82億87百万円（同6.0%増）となりました。

マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、米州における金属切屑搬送・クーラント処理装置や自動車業界向けシステム、日本における物流業界向けや自動車業界向けシステムの販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は649億10百万円（前期比2.1%減）、売上高は681億6百万円（同4.4%増）営業利益は12億47百万円（前期は11億65百万円の営業損失）となりました。

その他部門

その他の受注高は25億91百万円（前期比3.6%減）、売上高は27億9百万円（同1.2%減）、損益につきましては8億33百万円の営業損失（前期は9億44百万円の営業損失）となりました。

部門別 受注高および売上高

部門	項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門		92,779百万円	5.4%	94,254百万円	2.2%
モーションコントロール事業部門		22,391百万円	5.3%	22,944百万円	4.2%
モビリティ事業部門		90,850百万円	7.4%	91,179百万円	7.8%
マテハン事業部門		64,910百万円	△2.1%	68,106百万円	4.4%
その他の部門		2,591百万円	△3.6%	2,709百万円	△1.2%
合	計	273,523百万円	4.0%	279,193百万円	4.6%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 対処すべき課題

(イ) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、米国起因の貿易戦争、中国経済の回復遅延、また、中東において地政学的リスクが依然として高い状態であること等により、世界経済は不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは引き続き「中期経営計画2025」の課題達成に向けて、資本コストを意識したうえで、モノづくりの強化、既存事業の収益力強化、持続的成長につながる新事業開発・商品開発の推進に注力してまいります。また、今後も社会課題の解決に貢献する企業グループとして、カーボンニュートラル実現を含むサステナビリティ活動のさらなる推進に取り組んでまいります。

(ロ) 会社の対処すべき課題

当社グループは、2021年に「長期ビジョン2030」および「中期経営計画2025」を策定いたしました。「長期ビジョン2030」では、2030年のありたい姿を「“Linked Automation”（高機能化と高度オートメーション化された技術領域）テクノロジーにより、社会課題の解決に貢献する企業グループを目指します。」と決めました。この長期ビジョンのもと、当社グループは「人にやさしい社会の実現」「安心・安全な生活基盤の構築」「地球にやさしい社会の創造」といった社会課題の解決へ貢献する新事業に取り組むとともに、既存事業の拡大により売上高規模5,000億円企業（2030年）を目指してまいります。

また、「中期経営計画2025」では、既存事業での収益力を強化するとともに、「長期ビジョン2030」の実現に向け持続的成長につながる新事業の種まきを行う5年間と位置付けて、以下の

方策に取り組んでおります。

- ①持続的成長が可能となる次世代ビジネスの創出
 - ・社会課題に対応する新事業分野への進出
 - ・社会課題解決に向けた新商品・新技術の創出と育成
- ②既存事業のさらなる市場地位確立と収益力の強化
 - ・グローバルトップ商品：競争優位性の維持・強化
 - ・ニッチトップ商品：価格競争力の向上による販売の拡大
- ③モノづくり改革および人づくり強化による事業基盤の強化
- ④ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み強化
 - ・環境(E)：CO2総排出量削減に向けた取り組み
 - ・社会(S)：機会創出に向けた攻めの取り組み（商品を通じた社会価値（CSV）の向上）
 - ・ガバナンス(G)：グローバルでのガバナンス強化と事業リスク最小化による事業基盤強化

こうした中、本年度（2026年3月期）においては「中期経営計画2025」に則り、引き続き将来の拡大成長を見据えた新事業領域での開発推進体制の強化、コア技術の磨き上げとモノづくり改革の全社展開、および持続可能な社会に寄与するサステナビリティ課題への対応強化に注力してまいります。

なお、事業部門別には、主として以下の課題に取り組んでまいります。

チェーン事業におきましては、DX技術を活用した自動化・省人化ラインの安定稼働に注力するとともに、海外拠点から技術者を受入れ、人材交流の活性化を図りながら、グローバル最適生産・販売に取り組んでまいります。

モーションコントロール事業では、社内各部署と協業し新商品開発を加速させるとともに、ATRA-FLEX®カップリングのグローバル拡販に取り組んでまいります。

モビリティ事業では、既存ビジネスにおいてタイミングビジネスのシェアと利益拡大を推進すると同時に、クラッチビジネス拡大に向け、商品力、営業力、生産技術力の更なる向上に注力してまいります。

マテハン事業では、KDDI株式会社との合併会社（株式会社ネクサウェア）のエンジニアリング活動を推進しソリューション提案を増加いたします。また、アフターサービスの強化により事業領域を拡大するとともに、新商品の開発・販売と顧客範囲の拡大による受注獲得に取り組んでまいります。

アグリビジネスでは、栽培技術と自動化技術を高度に融合させた自動化設備を導入した植物工場「福井美浜工場」の2025年8月（予定）の操業開始とともに、株式会社ツバキベジムーブのコンサル事業と連動した拡販活動により、機器システム事業の受注拡大に取り組んでまいります。さらに、新事業領域においては、対象領域をニューモビリティ事業、ヒューマンアシスト事

業、メンテナンス事業、エネルギーマネジメント事業の4つの分野とし、市場性確認と販売戦略を含めた企画、立案に注力してまいります。

その他の課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、当社グループは事業活動を通じてESGへの対応を推進してまいります。環境・社会課題関連では、環境省が創設した「エコ・ファースト制度」において、2023年「エコ・ファースト企業」の認定を受け、2024年から2年連続で「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に、2025年3月にはグループ会社4社が「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」に認定されました。今後も従業員がイキイキと活躍し、自主性と創造性を発揮できる企業（全員快勤）を目指し、個人の健康、組織の健康の2方向から従業員家族も含めた健康経営を推進してまいります。ガバナンス関連では、引き続き現行のコーポレート・ガバナンス体制において実効性評価に基づく取締役会の活性化策を実施するとともに、リスクマネジメント活動をグローバルに展開してまいります。

当社グループは、「モノづくり企業」としての事業基盤を強化すると同時に、モノづくりの枠を超えたソリューション提供を通じた社会貢献、企業価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額124億44百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門50億55百万円、モーションコントロール事業部門12億58百万円、モビリティ事業部門31億56百万円、マテハン事業部門14億11百万円、その他部門15億63百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに、今後の資金需要に対して機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として、金融機関とのコミットメントライン契約による150億円の借入枠を確保しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2021年度 第112期	2022年度 第113期	2023年度 第114期	2024年度 第115期
受注高（百万円）	232,540	257,727	262,892	273,523
売上高（百万円）	215,879	251,574	266,812	279,193
経常利益（百万円）	20,045	20,958	23,450	25,332
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	14,543	13,742	18,551	22,122
1株当たり当期純利益（円）	392.88	371.12	170.55	212.65
総資産（百万円）	332,620	345,878	391,298	371,510
純資産（百万円）	209,757	226,582	260,559	262,162
1株当たり純資産（円）	5,612.28	6,059.46	2,402.41	2,533.14

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第114期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ツバキ山久チエイン株式会社	126百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の販売
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	6,295千加ドル	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
椿本鏈条（上海）有限公司	1,500千米ドル	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	267,000千バーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機（上海）有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援
Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd.	960百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売

(注) ※印は、間接所有を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置等の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部門	主要製品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、プラスチックモジュラーチェーン、トップチェーン、プラブロックチェーン、スプロケット、タイミングベルト、タイミングプーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
モーションコントロール事業部門	減速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、電気式制御機器、機械式過負荷保護機器、ユニット（ジップチェーンリフタ等） 他
モビリティ事業部門	エンジン用タイミングチェーンシステム（カム駆動、補機駆動等）、トランスファーケース用チェーン、EV/HV用チェーン、車載用クラッチ・e-Bike用クラッチ 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切屑・スクラップ搬送装置、クーラント処理装置、食品業界向けシステム、メンテナンス 他
その他部門	製造業DXソリューションFabriKonec、V2X対応充放電装置、植物工場産農産物、植物工場事業コンサルティング、植物工場向け自動化装置、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
大阪支社	大阪市北区
名古屋支社	名古屋市中村区
京田辺工場	京都府京田辺市
埼玉工場	埼玉県飯能市
長岡京工場	京都府長岡京市
兵庫工場	兵庫県加西市
岡山工場	岡山県津山市

② 重要な子会社

名称	所在地
ツバキ山久チエイン株式会社	東京都港区
株式会社椿本バルクシステム	大阪府豊中市
椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市
株式会社椿本マシナリー	大阪市西区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	アメリカ合衆国 イリノイ州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オランダ ドルドレヒト市
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	カナダ オンタリオ州
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ドイツ ノルトライン・ヴェストファーレン州
椿本鏈条（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県
椿本汽車発動機（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大韓民国 チャンウォン市
Mayfran International, Incorporated	アメリカ合衆国 オハイオ州
Conergics International LLC	アメリカ合衆国 オハイオ州
Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	2,883名	54名増
モーションコントロール事業部門	979名	24名増
モビリティ事業部門	2,456名	12名減
マテハン事業部門	1,839名	80名減
その他部門	178名	78名減
全社（共通）	433名	110名増
合計	8,768名	18名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計643名を含む）であります。
2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
太陽生命保険株式会社	3,100百万円
株式会社三井住友銀行	2,445百万円
日本生命保険相互会社	1,300百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 179,400,000株
(2) 発行済株式の総数 106,213,279株（自己株式3,648,863株を含む）
(3) 株主数 16,495名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,608千株	11.32%
太陽生命保険株式会社	9,130千株	8.90%
椿本チエイン持株共栄会	4,873千株	4.75%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,203千株	4.10%
日本生命保険相互会社	4,137千株	4.03%
椿本興業株式会社	3,476千株	3.39%
株式会社三井住友銀行	3,000千株	2.93%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,170千株	2.12%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,696千株	1.65%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,568千株	1.53%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式3,648,863株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式3,648,863株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年6月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,315株を処分し、取締役（社外取締役を除く）3名に対して譲渡制限付株式として割り当てております。

(注) 当社は、2024年10月1日付で株式分割を行っておりますが、交付株式数は分割前の株式数であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 2024年5月14日の当社取締役会決議により取得した自己株式

株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	5,030,900株
取得価額の総額	9,999,980,976円
取得期間	2024年6月11日～2024年11月29日
取得方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3) による買付 東京証券取引所における立会内の市場買付

(注) 当社は、2024年10月1日付で株式分割を行っておりますが、取得した株式の総数は分割後の株式数であります。

② 2024年5月14日の当社取締役会決議による株式分割

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は59,800,000株から179,400,000株となり、発行済株式の総数は37,081,393株から111,244,179株となりました。

(注) 下記③の自己株式の消却を行ったことにより、2025年3月31日現在の発行済株式の総数は106,213,279株となります。

③ 2024年12月26日の当社取締役会決議により消却した自己株式

株式の種類	普通株式
消却株式の総数	5,030,900 株
消却日	2025年3月31日

(注) 当社は、2024年10月1日付で株式分割を行っておりますが、消却株式の総数は分割後の株式数であります。

④ 2025年5月14日の当社取締役会決議により取得する予定の自己株式

株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	6,500,000 株 (上限)
取得価額の総額	10,000,000,000 円 (上限)
取得期間	2025年6月2日～2026年3月31日
取得方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3) による買付 東京証券取引所における立会内の市場買付

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
古 世 憲 二	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）	
木 村 隆 利	代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	
宮 地 正 樹	取締役	
安 藤 圭 一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役 株式会社ダイヘン 社外取締役
北 山 久 恵	取締役	北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 株式会社ダイセル 社外監査役 兵庫県立大学大学院 特任教授
谷 所 敬	取締役	カナデビア株式会社 相談役 住友ゴム工業株式会社 社外取締役 松本油脂製薬株式会社 社外取締役
田 中 浩 司	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 椿本メイフラン株式会社 監査役 株式会社椿本マシナリー 監査役
川 崎 加寸也	常勤監査役	Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. 監事
内 藤 秀 文	監査役	内藤総合法律事務所 代表弁護士
川 崎 清 隆	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士

- (注) 1. 取締役のうち安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち内藤秀文氏および川崎清隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川崎加寸也氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の異動
就 任 2024年6月27日開催の第115回定時株主総会において、川崎清隆氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
退 任 2024年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、硯省三氏は監査役を退任しました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動
(2025年3月26日付)
取締役北山久恵氏は、株式会社荏原製作所の社外取締役を退任しました。
6. 当社は、取締役安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏ならびに監査役内藤秀文氏および川崎清隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

7. 執行役員は下記のとおりです。(2025年4月1日現在)

氏名	地位および担当
永井 康 詞	専務執行役員 パワトラ事業統括
中村 一 智	常務執行役員 椿本鏈条（上海）有限公司董事長
西井 久 雄	常務執行役員 DX・IT・研究開発センター長
岡本 雅 文	常務執行役員 マテハン事業統括
佐藤 功	常務執行役員 モビリティ事業統括 兼 名古屋支社長
Kevin Richard Powers	常務執行役員 米州パワトラ・マテハンビジネス担当 兼 U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.社長
揚田 利 浩	常務執行役員 パワトラ事業統括パワトラグローバルビジネス統括 兼 同統括パワトラ海外部長
堺 和 伸 光	常務執行役員 サステナビリティ推進担当 兼 品質保証部長 兼 埼玉工場長
石田 裕 美	上席執行役員 人事・総務・法務担当 兼 大阪支社長
丹山 太	上席執行役員 新事業開発センター長 兼 東京支社長
川上 修	上席執行役員 パワトラ事業統括モーションコントロール事業部長 兼 長岡京工場長 兼 岡山工場長
明坂 泰 宏	上席執行役員 財務・経営企画担当
前田 隆 雄	上席執行役員 パワトラ事業統括チェーン事業部長 兼 同事業部モノづくり改革部長 兼 京田辺工場長
熊倉 淳	上席執行役員 アグリビジネス担当
藤村 昌 由	執行役員 パワトラ事業統括東アジア営業統括
中久保 克 也	執行役員 モビリティ事業統括モビリティ事業部長 兼 兵庫工場長
佐伯 充 史	執行役員 新事業開発センター ニューモビリティ統括
吉村 信 彦	執行役員 マテハン事業統括マテハン事業部長
上田 修	執行役員 U.S.Tsubaki Material Handling, LLC 社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・ 取締役の報酬の決定方針について

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針については、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、同委員会で審議・答申を行ったうえ、取締役会において決定しております。

・ 取締役の報酬の決定方針の概要

当社の取締役の報酬は、長期的・持続的な企業価値の向上を実現させるためのインセンティブとして十分に機能するよう、業績および株主利益との連動を意識した報酬体系をとっております。具体的には、社内取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成するものとしております。ただし、社外取締役の報酬は、客観的かつ中立な立場で経営監督を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成するものとしております。

・ 監査役の報酬について

監査役の報酬は、監査役が客観的かつ中立な立場で経営監査を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成し、個人別の金銭報酬額については監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において月額50百万円以内（うち、社外取締役月額3百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年2万株以内（2024年10月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株への株式分割により、年6万株以内となっております。また社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点

の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において月額8百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

金銭報酬の個人別の額については、指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定された方針に沿って、一定の数式に従い算出し、取締役会の委任を受けた代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）古世憲二および代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）木村隆利が決定しております。

当該権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し総合的に決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、毎年当該プロセスの妥当性について取締役会で確認の上、委任していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	224 (29)	140 (29)	55	29	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	63 (13)	63 (13)	—	—	5 (3)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等の額には2024年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した監査役1名が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

- 業績指標の内容および選定理由

取締役（社外取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主目線での経営を推進するため、指標として連結営業利益額、連結自己資本利益率（ROE）、株式時価総額の対前年増減を採用しております。

- 業績連動報酬等の額または数の算定方法

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬においては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、業績指標の各項目を個別に評価することにより決定しております。

- 業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績

連結営業利益額	21,262百万円	連結自己資本利益率(ROE)	7.7%	株式時価総額の対前年増減	55.1%
---------	-----------	----------------	------	--------------	-------

(注) 記載金額および比率は、第114期末の数値を記載しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりであります。

- 譲渡制限期間

割当日より3年から30年の間で当社取締役会が予め定める期間

- 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

- 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を当社が無償取得することができる。

- 株式の交付時期

毎年1回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給する。

なお、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係（2025年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	安 藤 圭 一	塩野義製薬株式会社 株式会社ダイヘン 社外取締役 社外取締役
取締役	北 山 久 恵	北山公認会計士事務所 株式会社ダイセル 兵庫県立大学大学院 代表 公認会計士 社外監査役 特任教授
取締役	谷 所 敬	カナデビア株式会社 住友ゴム工業株式会社 松本油脂製薬株式会社 相談役 社外取締役 社外取締役
監査役	内 藤 秀 文	内藤総合法律事務所 代表弁護士
監査役	川 崎 清 隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安 藤 圭 一	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	北 山 久 恵	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	谷 所 敬	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
監査役	内 藤 秀 文	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監査役	川 崎 清 隆	2024年6月27日就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、また、監査役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 71百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

なお、当社の重要な子会社のうち、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、TSUBAKI OF CANADA LIMITED (カナダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、椿本鏈条 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)、Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. (シンガポール) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「サステナビリティ委員会」統括のもと複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。

- ③ 当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘

する。

- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制の整備状況

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の総務担当執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

全社的なリスク管理のため、「サステナビリティ委員会」統括のもと、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生、コンプライアンス・危機管理等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。また、自然災害や重大事故などの不測の事態に備えるためのマニュアル等を整備し、初動対応力の強化に努めております。

当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と随時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

第 1 1 5 期附属明細書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

内容

- ・ **取締役および監査役の兼職の状況の明細**
事業報告 14 頁に記載のとおりです。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社椿本チェーン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チェーンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チェーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同社との間で経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社椿本チェーン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チェーンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同社との間で経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式を含む）、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、グループ会社に係わる重要な会議に出席し（オンライン形式を含む）、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸

借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 26 日

株式会社椿本チェーン監査役会

常勤監査役

田中 浩司



常勤監査役

川崎 加子也



監査役

内藤 秀文



監査役

川崎 清隆



(注) 監査役内藤秀文および監査役川崎清隆は、会社法第 2 条第 16 号および第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社椿本チェーン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チェーンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チェーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同社との間で経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社椿本チェーン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チェーンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月14日付の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同社との間で経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第 1 1 5 期

2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 3 1 日まで

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

附 属 明 細 書

株式会社 椿本チェーン

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	193,313	流動負債	62,505
現金及び預金	67,945	支払手形及び買掛金	16,284
受取手形、売掛金及び契約資産	47,041	電子記録債務	3,650
電子記録債権	17,598	短期借入金	4,271
有価証券	780	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	23,763	1年内返済予定の長期借入金	1,573
仕掛品	17,668	リース債務	753
原材料及び貯蔵品	14,728	未払法人税等	2,239
その他	4,796	未払消費税等	544
貸倒引当金	△1,011	賞与引当金	6,141
固定資産	178,197	工事損失引当金	81
有形固定資産	117,695	株主優待引当金	126
建物及び構築物	33,679	営業外電子記録債務	1,315
機械装置及び運搬具	33,828	その他	20,524
工具、器具及び備品	4,836	固定負債	46,842
土地	38,686	社債	10,000
建設仮勘定	6,665	長期借入金	4,300
無形固定資産	9,245	リース債務	1,340
のれん	1,677	繰延税金負債	11,738
その他	7,567	再評価に係る繰延税金負債	5,148
投資その他の資産	51,255	役員退職慰労引当金	159
投資有価証券	39,876	退職給付に係る負債	12,461
長期貸付金	9	資産除去債務	631
繰延税金資産	4,733	その他	1,060
退職給付に係る資産	344	負債合計	109,348
その他	6,394	純資産の部	
貸倒引当金	△102	株主資本	215,781
資産合計	371,510	資本金	17,076
		資本剰余金	12,587
		利益剰余金	192,135
		自己株式	△6,018
		その他の包括利益累計額	44,028
		その他有価証券評価差額金	19,495
		繰延ヘッジ損益	△13
		土地再評価差額金	△10,744
		為替換算調整勘定	34,446
		退職給付に係る調整累計額	844
		非支配株主持分	2,352
		純資産合計	262,162
		負債及び純資産合計	371,510

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		279,193
売上原価		197,010
売上総利益		82,182
販売費及び一般管理費		59,328
営業利益		22,854
営業外収益		
受取利息	1,409	
受取配当金	1,657	
その他の営業外収益	1,142	4,209
営業外費用		
支払利息	295	
固定資産除売却損	193	
持分法による投資損失	2	
為替差損	384	
その他の営業外費用	854	1,731
経常利益		25,332
特別利益		
投資有価証券売却益	5,088	5,088
特別損失		
減損損失	21	
関係会社出資金評価損	113	
関係会社株式評価損	118	253
税金等調整前当期純利益		30,167
法人税、住民税及び事業税	8,225	
法人税等調整額	△226	7,998
当期純利益		22,169
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		22,122

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,076	12,582	185,285	△4,375	210,568
当期変動額					
剰余金の配当			△6,984		△6,984
親会社株主に帰属 する当期純利益			22,122		22,122
自己株式の取得				△10,005	△10,005
自己株式の処分		15		65	81
自己株式の消却		△15	△8,281	8,297	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		5	△5		—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	5	6,850	△1,642	5,212
当期末残高	17,076	12,587	192,135	△6,018	215,781

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25,667	△61	△10,597	31,991	831	47,831	2,159	260,559
当期変動額								
剰余金の配当								△6,984
親会社株主に帰属する当期純利益								22,122
自己株式の取得								△10,005
自己株式の処分								81
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,171	47	△147	2,455	12	△3,803	192	△3,610
当期変動額合計	△6,171	47	△147	2,455	12	△3,803	192	1,602
当期末残高	19,495	△13	△10,744	34,446	844	44,028	2,352	262,162

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 68社

主要な連結子会社の名称 株式会社椿本バルクシステム
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.

このうち、当社連結子会社であるTSUBAKIMOTO EUROPE B.V.がEUROCATENA GmbHを買収したため、同社および同社子会社のKarl Jungbluth Kettenfabrik GmbH & Co. KG、Karl Jungbluth GmbHを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED 椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する関連会社の数 2社

会社の名称 天津椿本輸送機械有限公司
Kabelschlepp Sp. z o.o.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED
椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

持分法を適用しない関連会社

主要な会社の名称 新興製機株式会社

持分法の適用を除外した理由 持分法非適用の非連結子会社および関連会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ …… 時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として先入先出法、個別法および移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しておりますが、一部の海外連結子会社では低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社および国内連結子会社が所有しております建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 …………… 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 …………… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 …………… 株主優待制度に係る支出に備えるため翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生連結会計年度に全額費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

同一国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出版売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a) 当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社グループが顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社グループの進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 …………… 為替予約等取引
 - ヘッジ対象 …………… 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 …………… 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額が少額のものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「デリバティブ評価損」は、当連結会計年度においては「デリバティブ評価益」となり、かつ営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「デリバティブ評価益」は126百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益 31,654百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

マテハン事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約等については、当連結会計年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しております。

進捗度は工事原価総額に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

工事原価総額は案件ごとに工事管理部署で承認された実行予算を使用して見積っております。

実行予算は工事期間中の材料費、外注費の外部からの見積り情報や作業工数の詳細な積み上げに対して社内で承認された予定単価等を加味した労務費等に基づき算定しております。

工事原価総額の見積りは、施工の遅延や当初想定していなかった事象の発生等による状況変化に伴い、見直しの必要性が生じることがあります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工期は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における契約変更、施工の遅延等により工事原価総額の見積りに変動が生じる場合があり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす場合があります。

2. 顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産	3,940百万円	減損損失	－百万円
--------	----------	------	------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類において、無形固定資産の「その他」に含めて表示している顧客関連資産は、連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.がCentral Conveyor Company, LLCの全持分を取得した際に発生したものであります。顧客関連資産を含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産グループの帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。

当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づき見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積における主要な仮定は、市場環境の予測に基づいた事業計画に含まれる売上高および成長率であります。事業計画は、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積りの前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 117,695百万円 無形固定資産 9,245百万円 減損損失 21百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは固定資産の減損会計の適用に際し、事業用資産については、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。また、減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

当連結会計年度において、当社のモーションコントロール事業に係る資産グループおよび当社のマテハン事業に係る資産グループについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっていることから、減損の兆候を識別いたしました。

これらの資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

なお、当社のモーションコントロール事業に係る有形固定資産および無形固定資産の帳簿価額は9,502百万円、当社のマテハン事業に係る有形固定資産および無形固定資産の帳簿価額は3,747百万円であります。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画を基礎として見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画に含まれる将来の売上高および成長率であります。事業計画は、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積りの前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 223,368百万円

2. (1) 保証債務

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
天津東椿大気塗装輸 送系統設備有限公司	83百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
従 業 員	5百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融 機関への連帯保証 (2名)
合 計	88百万円	

(2) 電子記録債権割引高 2百万円

(3) 電子記録債権譲渡高 14百万円

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)..... 5,500百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
メキシコ合衆国 グアナファト州	動力伝動装置生産設備	機械装置

(2)減損損失を認識するに至った経緯と金額

メキシコの連結子会社であるTsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V.における一部製品の生産中止に伴い、他の用途に転用できない生産設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は処分費用控除後の公正価値により測定しており、売却が困難な資産は零として評価しております。

機械装置及び運搬具	21 百万円
合計	21 百万円

(3)資産のグルーピングの方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

106,213,279株

(注) 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年10月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。また2024年5月14日開催の取締役会決議により2025年3月31日付で5,030,900株の当社普通株式の消却を行っております。これらにより発行済株式総数は69,131,886株増加し、106,213,279株となっております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,585	100.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	3,399	99.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額(円)」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 4,820百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 47.00円 |
| ③ 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ④ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに営業外電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。社債および借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は為替予約等取引であり、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,728百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	35,917	35,917	—
資産計	35,917	35,917	—
社債(*2)	15,000	15,119	△119
長期借入金(*3)	5,874	5,806	67
負債計	20,874	20,925	△51
デリバティブ取引(*4)	(68)	(68)	—

(*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「営業外電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4) デリバティブ取引で生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券 其他有価証券 株式	35,136	—	—	35,136
資産計	35,136	—	—	35,136
デリバティブ取引 通貨関連	—	68	—	68
負債計	—	68	—	68

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券 其他有価証券 その他	—	780	—	780
資産計	—	780	—	780
社債	—	15,119	—	15,119
長期借入金	—	5,806	—	5,806
負債計	—	20,925	—	20,925

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。譲渡性預金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別の収益の分解と報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	チェーン	モーション コント ロール	モビリ ティ	マテハン	計		
地域別							
日本	32,152	15,808	19,454	26,621	94,036	2,708	96,745
米州	36,468	2,274	28,589	28,202	95,535	—	95,535
欧州	14,706	482	8,201	10,834	34,225	—	34,225
環インド洋	6,744	1,402	11,726	1,181	21,055	1	21,056
中国	3,042	2,219	12,615	1,009	18,886	—	18,886
韓国・台湾	1,138	756	10,592	257	12,744	—	12,744
合計	94,254	22,944	91,179	68,106	276,483	2,709	279,193

2. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	42,819	44,268
契約資産	4,275	2,773
契約負債	4,009	3,623

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は3,854百万円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,533円14銭
- 1株当たり当期純利益金額 212円65銭

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合契約および株式交換契約の締結)

当社および大同工業株式会社（以下「大同工業」といい、当社と大同工業を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年5月14日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施することおよび当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）および株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、大同工業においては、2025年6月24日開催予定の大同工業の定時株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、日本およびタイにおける適用ある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、大同工業の普通株式（以下「大同工業株式」といいます。）は、2025年12月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2025年12月26日）となる予定です。

1. 経営統合の目的

両社の経営統合により、組織体制の最適化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、最適な財務戦略等を実現することで、両社の総合力を結集し、グローバル市場における競争力強化を図ることにより、日本の産業を守り、ひいては世界の産業の発展にも貢献するとともに両社の企業価値の向上を目指します。

本株式交換を通じた経営統合によるシナジー・両社のメリットについては、以下を想定しております。

- ・ 海外ビジネスの拡大
- ・ 既存事業におけるクロスセル
- ・ 新規事業・共同開発

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（大同工業）	2025年3月31日（月）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2025年5月14日（水）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結日（両社）	2025年5月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会決議日（大同工業）	2025年6月24日（火）（予定）
最終売買日（大同工業）	2025年12月26日（金）（予定）
上場廃止日（大同工業）	2025年12月29日（月）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2026年1月1日（木）（予定）

（注1）当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由（本株式交換の実行のために法令上必要となる日本およびタイにおける適用ある競争法に基づく関係当局の承認等の取得状況を含む。）によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、大同工業においては2025年6月24日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年1月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	大同工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：6,558,107株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

大同工業株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.65株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有する大同工業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が大同工業の発行済株式（ただし、当社が保有する大同工業株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における大同工業の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する大同工業株式に代えて、その保有する大同工業株式の数の合計に0.65を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式の全ては、当社が現時点で保有する自己株式および当社が今後新たに取得する自己株式の一部を充当する予定です。当社による今後の新たな自己株式の取得に関しては、後述する（自己株式の取得）をご参照ください。

なお、大同工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する大同工業の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大同工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

大同工業は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全子会社の概要

(1)	名称	大同工業株式会社		
(2)	所在地	石川県加賀市熊坂町イ197番地		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新家 啓史		
(4)	事業内容	動力伝動搬送関連製品（チェーン、コンベヤ）、リムホイール関連製品（リム、ホイール、スポーク・ボルト）及びその他の製品（福祉機器等）の製造販売		
(5)	資本金	3,536百万円（2025年3月31日現在）		
(6)	設立年月日	1933年5月25日		
(7)	発行済株式数	（普通株式）10,924,201株（2025年3月31日現在）		
(8)	決算期	3月末		
(9)	従業員数	（連結）2,454人（2025年3月31日現在）		
(10)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産（百万円）		32,276	36,685	36,787
連結総資産（百万円）		73,029	79,121	77,803
連結売上高（百万円）		55,054	56,041	57,515
連結営業利益（百万円）		1,379	227	1,382

4. 会計処理の概要

当社連結決算において、本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法を適用する見込みです。また、本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現時点においては未定です。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、上述の(経営統合契約および株式交換契約の締結)に記載のとおり、2026年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社(以下「大同工業」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施するにあたり、大同工業の株主(当社を除く。)に対して割当て交付する当社の普通株式の一部に充当するとともに、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	6,500,000株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	100億円(上限)
(4) 取得期間	2025年6月2日～2025年12月30日

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議いたしました。

投資有価証券売却の内容

売却株式	当社保有の上場有価証券
投資有価証券売却益の発生時期	2025年度中(予定)
投資有価証券売却益	約47億円(見込) 投資有価証券売却益は、現在の当該有価証券の株価等から算出した見込額であり、変動する場合があります。
売却目的	資本コストと株価を意識した経営への対応方策の一つとして、政策保有株式の縮減に関する取り組みを進めるため。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

①名称 EUROCATENA GmbH

②事業内容 コンベヤチェーンの製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

欧州における産業用スチールチェーンの製造・販売強化のため。

(3) 企業結合日

2025年1月2日

(4) 企業結合の法的形式

持分取得(100%)

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

取得前の議決権比率 0%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社連結子会社であるTSUBAKIMOTO EUROPE B.V.による現金を対価とする持分取得であるため。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月2日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	1,003百万円
-----------	----------

取得原価	1,003百万円
------	----------

(注) 持分譲渡契約に基づき、当該金額をベースに、本件クロージング日までの運転資本等の増減を反映した価格調整を、後日実施する予定です。

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

デューデリジェンス等に対する報酬・手数料 等 67百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却期間および償却方法

(1) 発生したのれん

684百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却期間および償却方法

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	414 百万円
固定資産	47 百万円
資産合計	461 百万円
流動負債	105 百万円
固定負債	36 百万円
負債合計	142 百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

当該金額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	68,617	流動負債	43,864
現金及び預金	10,779	支払手形	29
受取手形	100	電子記録債務	2,767
電子記録債権	16,513	買掛金	8,519
売掛金	18,658	短期借入金	17,673
契約資産	1,302	1年内償還予定の社債	5,000
商品及び製品	4,046	1年内返済予定の長期借入金	1,450
仕掛品	7,549	リース債務	71
原材料及び貯蔵品	3,887	未払金	4,232
前渡金	424	未払法人税等	975
前払費用	896	未払費用	414
関係会社短期貸付金	2,948	前受金	146
その他	1,551	預り金	143
貸倒引当金	△40	賞与引当金	2,257
固定資産	158,379	工事損失引当金	57
有形固定資産	67,090	株主優待引当金	126
建物	14,469	固定負債	37,524
構築物	1,004	社債	10,000
機械及び装置	13,366	長期借入金	4,150
車両運搬具	117	リース債務	169
工具、器具及び備品	2,233	資産除去債務	273
土地	31,494	繰延税金負債	7,334
建設仮勘定	4,404	再評価に係る繰延税金負債	5,148
無形固定資産	622	退職給付引当金	10,448
ソフトウェア	571	負債合計	81,389
その他	50	純資産の部	
投資その他の資産	90,667	株主資本	137,112
投資有価証券	34,703	資本金	17,076
関係会社株式	43,452	資本剰余金	12,671
関係会社出資金	10,719	資本準備金	12,671
従業員長期貸付金	5	利益剰余金	113,382
長期前払費用	530	利益準備金	3,376
その他	1,293	その他利益剰余金	110,005
貸倒引当金	△38	固定資産圧縮積立金	8,391
資産合計	226,996	特定株式取得積立金	103
		別途積立金	81,905
		繰越利益剰余金	19,606
		自己株式	△6,018
		評価・換算差額等	8,495
		その他有価証券評価差額金	19,222
		繰延ヘッジ損益	17
		土地再評価差額金	△10,744
		純資産合計	145,607
		負債及び純資産合計	226,996

計算書類

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		102,893
売上原価		81,042
売上総利益		21,851
販売費及び一般管理費		20,966
営業利益		885
営業外収益		
受取利息	155	
受取配当金	11,143	
受取手数料	2,026	
受取賃貸料	104	
その他の営業外収益	424	13,854
営業外費用		
支払利息	148	
社債利息	67	
支払手数料	105	
賃貸収入原価	191	
為替差損	149	
その他の営業外費用	257	919
経常利益		13,820
特別利益		
投資有価証券売却益	5,088	5,088
特別損失		
関係会社株式評価損	118	118
税引前当期純利益		18,790
法人税、住民税及び事業税	2,496	
法人税等調整額	△155	2,341
当期純利益		16,449

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	特定株式取得積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,076	12,671	－	12,671	3,376	8,513	104	81,905	18,300	112,200	△4,375	137,573
当期変動額												
剰余金の配当				－					△6,984	△6,984		△6,984
当期純利益				－					16,449	16,449		16,449
固定資産圧縮積立金の取崩				－		△110			110	－		－
実効税率変更に伴う積立金の減少				－		△12	△1		13	－		－
自己株式の取得				－						－	△10,005	△10,005
自己株式の処分			15	15						－	65	81
自己株式の消却			△15	△15					△8,281	△8,281	8,297	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△122	△1	－	1,306	1,182	△1,642	△460
当期末残高	17,076	12,671	－	12,671	3,376	8,391	103	81,905	19,606	113,382	△6,018	137,112

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,316	△63	△10,597	14,655	152,228
当期変動額					
剰余金の配当					△6,984
当期純利益					16,449
固定資産圧縮積 立金の取崩					—
実効税率変更に 伴う積立金の減 少					—
自己株式の取得					△10,005
自己株式の処分					81
自己株式の消却					—
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△6,093	80	△147	△6,160	△6,160
当期変動額合計	△6,093	80	△147	△6,160	△6,621
当期末残高	19,222	17	△10,744	8,495	145,607

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの… 時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法
3. 棚卸資産の評価基準および評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
① 製品(仕入製品を除く)・仕掛品 … 主として移動平均法および個別法(チェーン事業部門、モーションコントロール事業部門およびモビリティ事業部門のうち個別受注生産品、マテハン事業部門)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
② 製品(仕入製品)・原材料・貯蔵品 … 主として先入先出法および移動平均法(モーションコントロール事業部門)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	20～50年
機械及び装置	12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- | | | |
|-----------|-------|---|
| ① 貸倒引当金 | | 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>(1)退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>(2)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生事業年度に全額費用処理しております。</p> <p>未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。</p> |
| ④ 工事損失引当金 | | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ⑤ 株主優待引当金 | | 株主優待制度に係る支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。 |

7. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出版売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a)当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社の進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 為替予約等取引
 - ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産除売却損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度においては、営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「固定資産除売却損」は50百万円であります。

また、前事業年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しておりました「為替差益」は、当事業年度において「為替差損」となり、かつ、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「為替差益」は538百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益 4,739百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 67,090百万円 無形固定資産 622百万円 減損損失 一百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 111,303 百万円

2. 保証債務

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
Mayfran International B.V.	627百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
Mayfran GmbH	142百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司	83百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
Mayfran Limburg B.V.	2百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
従 業 員	5百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(2名)
合 計	861百万円	

3. 関係会社に対する短期金銭債権 19,360 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 16,239 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 ……………「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 …………… 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額)… 5,500百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高 41,008 百万円

2. 関係会社からの仕入高 14,991 百万円

3. 関係会社とのその他の営業取引高 908 百万円

4. 関係会社との営業取引以外の取引高 12,415 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

3,648,863株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,763	百万円
関係会社出資金評価損	1,128	百万円
賞与引当金	690	百万円
未払事業税	127	百万円
棚卸資産評価損	116	百万円
投資有価証券評価損	362	百万円
その他	833	百万円
繰延税金資産 小計	7,022	百万円
評価性引当額	△1,716	百万円
繰延税金資産 合計	5,306	百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△3,891	百万円
その他有価証券評価差額金	△8,672	百万円
その他	△77	百万円
繰延税金負債 合計	△12,641	百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△7,334	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が244百万円、土地の再評価に伴い計上されている再評価に係る繰延税金負債が147百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が247百万円、土地再評価差額金が147百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が3百万円それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)椿本マシナリー	所有 直接100%	当社製品の販売	資金の借入 (注)	4,901	短期借入金	4,453
子会社	(株)椿本カスタムチエン	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 (注)	1,684	短期借入金	2,915

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,419円67銭
- 1株当たり当期純利益金額 158円12銭

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合契約および株式交換契約の締結)

当社および大同工業株式会社（以下「大同工業」といい、当社と大同工業を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年5月14日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施することおよび当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約および株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

附 属 明 細 書

第 1 1 5 期 2 0 2 4 年 4 月 1 日 から
 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで

株式
会社 椿 本 チ エ イ ン

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	40
2. 引当金の明細	41
3. 販売費及び一般管理費の明細	42

本附属明細書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	資 産 の 種 類	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
有 形 固 定 資 産	建 物	14,712	950	0	1,192	14,469	30,343	44,812
	構 築 物	1,059	57	0	112	1,004	4,189	5,194
	機 械 及 び 装 置	13,784	2,626	75	2,968	13,366	60,558	73,924
	車 両 運 搬 具	100	84	0	66	117	389	506
	工具、器具及び備品	1,704	1,751	4	1,218	2,233	15,823	18,056
	土 地	31,494	—	—	—	31,494	—	31,494
	建 設 仮 勘 定	3,358	6,806	5,760	—	4,404	—	4,404
	計	66,213	12,275	5,841	5,556	67,090	111,303	178,394
無 形 固 定 資 産	の れ ん							
	ソ フ ト ウ ェ ア	591	196	0	215	571	426	998
	ソフトウェア仮勘定	44	—	44	—	—	—	—
	そ の 他	50	—	—	0	50	0	50
	計	686	196	44	215	622	427	1,049

(注) 1.機械及び装置の当期増加の主なもの、チェーン生産設備1,082百万円、モビリティ製品生産設備1,071百万円であります。
2.工具、器具及び備品の当期増加の主なもの、モビリティ製品生産設備502百万円、情報通信設備402百万円であります。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	84	41	46	79
賞 与 引 当 金	2,061	2,257	2,061	2,257
退 職 給 付 引 当 金	10,245	618	416	10,448
工 事 損 失 引 当 金	46	51	40	57
株 主 優 待 引 当 金	46	126	46	126

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
荷 造 運 送 費	3,226	
販 売 手 数 料	4	
広 告 宣 伝 費	333	
販 売 促 進 費	128	
製 品 補 償 費	27	
役 員 報 酬	258	
株 式 報 酬 費 用	74	
給 料	6,108	
賞 与	511	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	604	
法 定 福 利 費	1,191	
福 利 厚 生 費	181	
退 職 給 付 費 用	322	
退 職 金 出 向 者 負 担 金	5	
減 価 償 却 費	713	
資 産 除 去 債 務 費 用	0	
修 繕 費	54	
保 険 料	94	
賃 借 料	784	
リ ー ス 料	98	
租 税 課 金	191	
事 業 税	478	
事 業 所 税	7	
事 務 用 消 耗 品 費	30	
消 耗 器 具 備 品 費	162	
旅 費 交 通 費	660	
通 信 費	179	
図 書 費	6	
支 払 手 数 料	2,923	
ロ イ ヤ ル テ ィ	0	
株 主 優 待 引 当 金 繰 入 額	126	
交 際 費	64	
用 水 光 熱 費	128	
試 験 研 究 費	2,133	
雑 費	577	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 3	
他 勘 定 振 替 高	△ 1,425	
計	20,966	